

1. 計画の趣旨・目的

教職員が心身ともに健康で、その専門性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に適切に対応するため、業務量の削減・効率化、健康の保持増進、働きがいのある学校づくりを推進することを目的とします。

（根拠：公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条）

2. 現状

芦屋市では、「芦屋市立学校業務改善ポリシー」等に基づき、環境整備・人材配置・意識改革等の取組を進めてきた結果、教諭・主幹教諭等の時間外在校等時間は年々減少傾向にあります。しかしながら、令和6年度の状況では、校長、教頭、教諭・主幹教諭等、全教職員において、月80時間超および月45時間超の時間外在校等時間を記録する教職員がいること、職位・校種等による負担の偏りも依然として課題となっています。

<令和6年度 時間外在校等時間状況>

80時間超 ^{※1} の教職員割合	全教職員 11.2%	(小学校) 36.2%	(中学校) 36.2%
45時間超の教職員割合	全教職員 55.0%	(小学校) 83.8%	(中学校) 83.8%

<令和6年度 校種・職位別の時間外在校等時間状況>

(小学校) 校長	42:01	教頭	67:14	教諭・主幹教諭等 ^{※2}	28:12
(中学校) 校長	63:34	教頭	67:21	教諭・主幹教諭等	44:10

※1…
令和6年度中1月でも80時間を超えた教職員の割合
※2…
養護教諭・栄養教諭・事務職員・臨時講師を含む

3. 計画期間・目標

令和8年度～令和11年度（4年間）毎年度進捗評価と計画の見直しを行います。

【時間外在校時間に関する目標】

1か月時間外在校等時間80時間以下の教職員の割合:100%（最優先）

1か月時間外在校等時間45時間以下の教職員の割合:100%

1か月時間外在校等時間の平均:30時間程度

1年間時間外在校等時間:360時間以下

【ワークライフバランスや働きがいに関する目標】

年次休暇を10日以上取得する教職員の割合：100%

ウェルビーイングを感じている指数（10点満点）:7点以上

4. 実施する業務量管理・健康確保措置（令和8年度新規・拡充事業のみ抜粋）

(1) 業務量の削減・業務の効率化

- ・ 庶務管理システムの導入、活用：休暇・出張申請の電子化、校務支援システム連携等による業務効率化
- ・ 教頭業務サポーターの新規配置 ・ 部活動地域展開 ・ 学校業務サポーター配置時間拡充

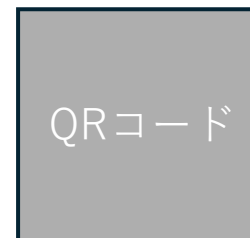
(2) 健康の保持促進

- ・ 勤務間インターバル制度の導入: 終業時刻から翌日始業時刻まで11時間以上のインターバルを確保

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制

- ・ 庶務管理システムによる出退勤時刻の客観的把握・時間管理: 勤怠管理機能追加による正確かつリアルタイムな把握

詳細版はこちらから



芦屋市HP